

件名	愛媛県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
主管課	建築住宅課
根拠法令等	

【改正の概要】

県営住宅における暴力団排除を明文化しようとするもの

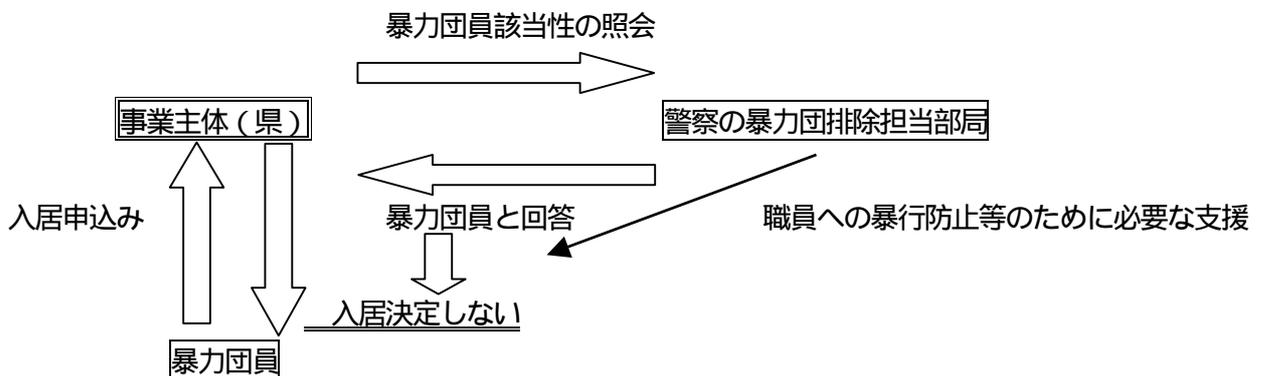
【改正の内容】

- 1 入居資格の対象から暴力団員を除外
その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
↓追加
- 2 同居（入居の際に同居した親族以外の者の同居）の承認の対象から暴力団員を除外
知事は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。
↓追加
- 3 入居承継（入居者が死亡、退去時に同居していた者が引き続き居住）の承認の対象から暴力団員を除外
知事は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは、同項の承認はしてはならない。
↓追加
- 4 明渡し事由の追加
入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
↓追加
- 5 入居許可等に関する意見聴取規定の追加
知事は、警察本部長に許可等に関し暴力団員該当事由の有無について、意見を聴くことができる。
警察本部長は、知事に許可等に関し暴力団員該当事由の有無について、意見を述べるすることができる。
↓追加
- 6 経過措置
 - (1) 改正後の条例の規定は、施行日以後に入居の許可を受けた者及び入居承継の承認を受けた者から適用する。
 - (2) 既存入居者が、暴力団員と判明した場合
明渡しの勧告 従わない場合に明渡し請求
 - (3) 既存入居者の同居者が、暴力団員と判明した場合
当該暴力団員の退去措置勧告 従わない場合に明渡し請求
 - (4) 他の入居者の安全が著しく害されるおそれがある等の緊急の場合は、勧告しないで明渡し請求

施行日 平成20年1月1日

【その他参考事項】

具体的な措置の流れ（イメージ：新たな入居申込者の場合）



県営住宅管理戸数
49団地 5,086戸
他の都道府県の状況
条例改正済

群馬県、東京都、広島県及び福岡県